

三田市休日応急診療センター条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第5条 省略 (使用料)</p> <p>第6条 休日応急診療センターにおいて診療を受ける者の使用料は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した額とする。ただし、法令又は診療契約に基づいて療養の給付を受ける者であって療養に要する費用の額の算定方法について特に定めるものについては、その定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自費で診療を受ける者の使用料は、診療報酬の算定方法により1点単価を<u>20円以内</u>として算定する。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第5条 省略 (使用料)</p> <p>第6条 休日応急診療センターにおいて診療を受ける者の使用料は、診療報酬の算定方法(平成22年厚生労働省告示第69号)により算定した額とする。ただし、法令又は診療契約に基づいて療養の給付を受ける者であって療養に要する費用の額の算定方法について特に定めるものについては、その定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自費で診療を受ける者の使用料は、診療報酬の算定方法により1点単価を次の各号に掲げる区分に応じて算定する。 <u>(1) 自動車損害賠償責任保険の適用を受ける場合 20円</u> <u>(2) 前号の規定を適用することができない場合 12円</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

三田市休日応急診療センター条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第5条 省略 (使用料)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第5条 省略 (使用料)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>薬剤容器を受ける者の使用料は、次の各号に掲げる額とする。</u> <u>(1) 軟膏壺 1個につき40円</u> <u>(2) 投薬瓶 1個につき20円</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>